

○自衛隊の礼式に関する訓令並びに海上自衛隊礼式規則の 解釈及び運用方針について（通達）

昭和 41 年 1 月 17 日

海幕総第 201 号

改正 昭和 45 年 10 月 6 日 海幕総第 5037 号〔第 1 次改正〕
昭和 49 年 12 月 18 日 海幕総第 6031 号〔第 2 次改正〕
昭和 55 年 9 月 18 日 海幕総第 3727 号〔第 3 次改正〕
平成 3 年 6 月 6 日 海幕総務第 2720 号〔第 4 次改正〕
平成 11 年 2 月 8 日 海幕総務第 492 号〔第 5 次改正〕
平成 18 年 3 月 27 日 海幕総第 1962 号〔第 6 次改正〕
平成 19 年 1 月 9 日 海幕総第 29 号〔第 7 次改正〕
平成 21 年 10 月 1 日 海幕総第 7519 号〔第 8 次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

自衛隊の礼式に関する訓令並びに海上自衛隊礼式規則の解釈及び運用方針について
(通達)

標記について、別紙のとおりとする。

なお、海幕総（文）第 18 条（35.10.26）は廃止する。

別 紙

自衛隊の礼式に関する訓令並びに海上自衛隊礼式規則の解釈及び運用方針

第 1 自衛隊の礼式に関する訓令（昭和 39 年防衛庁訓令第 14 号。以下「訓令」という。）
関係

1 中隊等の範囲（第 5 条関係）

海上自衛隊における「中隊等」の定義は、部隊等の長に直率された独立性を有する最小単位の部隊等とし、その範囲は次の各号に定めるところによる。

- (1) 海上部隊にあつては、自衛艦（エアクッション艇を除く。）、司令部及びエアクッション艇とする。
- (2) 陸上の部隊等にあつては、次の例による。

部隊等	単 位
地方隊	総監部、基地隊、教育隊、警備隊、造修補給所、基地業務隊、基地分遣隊、基地業務分遣隊、磁気測定所（仮屋磁気測定所に限る。）、警備所
システム	司令部、システム通信隊、移動通信隊、保全監査隊、システム通信

通信隊群	分遣隊、保全監査分遣隊
学 校	学 校
航空群 教育航空群	司令部、(教育)航空隊、整備補給隊、航空基地隊、航空分遣隊、航空派遣隊

2 自艦隊の敬礼（第 41 条関係）

(1) 第 1 項の規定は自衛艦相互の敬礼の実施に関する規則であり、第 2 項の特定の条件下における実施要領を定めたものであるから、第 2 項に該当する場合は第 1 項の規定にかかわらず、第 2 項の規定により敬礼を実施するものとする。

(2) 第 6 項及び第 7 項に規定する「号笛」による要領は、次のとおりとする。

番号	意 味	吹 鳴
1	右、気を付け	短音 1 回
2	左、気を付け	短音 2 回
3	敬礼（答礼）	短音 1 回
4	直れ	短音 2 回
5	かかれ	短音 3 回

留意事項： 1 号笛の使用は、らつぱをもつて実施することができない場合に限る。
2 号笛の吹奏時には、マイクを併用する。
3 短音の吹鳴時間は 1 秒、間隔は 1 秒を標準とする。

3 入校式及び卒業式を行う場合（第 74 条関係）

教育隊における練習員課程終業式の際は、卒業式に準じた儀式とみなし、当該地方総監の定めるところにより、訓令第 76 条の規定に基づく栄誉礼を実施することができる。

4 栄誉礼の省略（第 80 条関係）

「夜間の場合」とは、特に定める場合のほか、日没等から翌日午前 8 時までとする。

第 2 海上自衛隊礼式規則（昭和 40 年海上自衛隊達第 33 号）関係

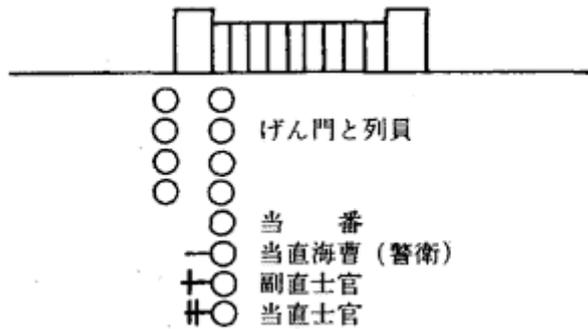
1 自衛艦を入出する者に対する敬礼（第 22 条関係）

(1) 別表第 1 中「公式の場合」とは、次の場合をいう。

ア 儀式、演習統裁、検閲、視察等のため当該自衛艦その他の船舶にはじめて乗艦する場合及び最後に退艦する場合

イ 着任または離任の場合において、あいさつ者があいさつのため受礼者の乗艦に出入する場合

(2) 別表第 1 の規定による「げん門と列員」の整列要領の標準は、次のとおりとし、服装は通常礼装とする。



- (3) 自衛官である受礼者が私服でげん門を出入する場合、号笛をもつてする礼式は行わない。
- (4) 別表第1に規定する1等海佐である群司令に対する礼式は、海将補に関する礼式に準ずるが、栄誉礼は行わない。

2 自衛艦の敬礼の省略（第28条関係）

第1項第4号の規定に基づく出入港時、狭水道通過時における自衛艦の敬礼の省略を次のとおり統一する。

出入港時、狭水道通過時等においては、自衛艦相互の敬礼は省略するのを例とする。ただし、内閣総理大臣旗等（訓令第41条第2項に規定する内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、統合幕僚長旗、海上幕僚長旗、海将旗、海将補旗又は代将旗をいう。）を掲げた自衛艦に対しては、保安上敬礼を行うことが困難でなければ敬礼を行うものとする。

なお、港（湾）内転錨時（「われ転錨中」を表示する旗流信号を掲げる。）においては、自衛艦相互の敬礼は省略するものとする。